

第25回大阪市環境審議会 会議録

1 日 時 平成21年1月21日(水) 午後6時00分～午後8時06分

2 場 所 大阪市環境局 第1・2会議室

3 議 題

(1) 当面の地球温暖化対策の取り組みについて(企画部会報告)

(2) 大阪市環境基本計画の改定について(諮問)

(3) 大阪市環境白書(平成20年度版)報告について

(4) 大阪市環境基本計画の推進状況について(企画部会報告)

4 出席委員 14名(欠は欠席者)

会長	池田 有光	委員	欠	土山 勝保
会長代行	欠	榎村 久子		長尾 秀樹
委員	池田 裕一			中野 加都子
	欠	上田 真喜子		西村 伸也
		大久保 規子		花田 真理子
		川嶋 松成	欠	原田 智代
		神原 昭二		福永 勲
		岸本 薫		南 克昌
	欠	武田 温裕	欠	村松 昭夫
		塚口 博司		山口 克人

司会 定刻が参りましたので、ただいまから第25回大阪市環境審議会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を担当させていただきます環境局環境保全部環境管理担当の倉光でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、現在ご出席いただいております委員の先生は14名でございます。

本審議会規則第7条第2項の規定によりまして、委員20名のうち過半数の出席を得てお

りますので、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、傍聴の皆様には、あらかじめご説明させていただいております傍聴要領に従いまして、お静かに傍聴していただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、檜垣環境局長からごあいさつ申し上げます。

檜垣環境局長 環境局長の檜垣でございます。

委員の皆様方には、本日はご多忙の中ご出席いただき、まことにありがとうございます。

また、平素から環境行政の推進に格別のご支援、ご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本市では、昨年11月に開催をいたしました環境審議会におきまして、今後の地球温暖化対策の取り組みにつきまして諮問させていただいたところでございますが、その後、企画部会におきまして、当面の地球温暖化対策の取り組みについてご検討いただき、本日、その取りまとめをいただく運びとなりました。

年末年始の期間があったにもかかわらず、短期間のうちにご検討を進めていただきましたことにつきまして、改めてお礼を申しあげる次第でございます。

また、本日は、現在の環境基本計画が平成22年度で期限を迎えますことから、新たな基本計画の策定に向けまして、大阪市環境基本計画の改定についての諮問をさせていただき、その後、平成20年度版の大阪市環境白書の報告などを行わせていただきたいと存じます。

委員の皆様方には、本市環境行政の推進のために今後もお世話になることと存じますが、引き続き熱心なご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会 それでは、議事に入らせていただきます前に、本日ご出席いただいております委員の皆様をご紹介させていただきます。

お手元に委員名簿及び配席図をお配りしておりますが、正面から見まして、右手前の座席より順次ご紹介申し上げます。

池田裕一委員でございます。

大久保委員でございます。

川嶋委員でございます。

神原委員でございます。

岸本委員でございます。

長尾委員でございます。

池田有光会長でございます。

中野委員でございます。

西村委員でございます。

花田委員でございます。

福永委員でございます。

南委員でございます。

山口委員でございます。

本日、ご出席いただきました委員の方々は以上でございます。

また、本市側の幹事といたしまして、お手元配席図のとおり、関係局の局長等が出席しております。

続きまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の審議会の「次第」と「大阪市環境審議会委員名簿」及び「配席図」でございます。

資料1としまして「当面の地球温暖化対策の取り組みについて（企画部会報告）」、資料2といたしまして「大阪市環境基本計画の改定について」、資料3としまして「大阪市環境白書」の説明資料、資料4としまして「大阪市環境基本計画の推進状況について（企画部会報告）」をお配りしております。また、参考資料としまして「今後の検討の進め方」と「平成20年版大阪市環境白書」をお配りしております。

資料の漏れ等はありませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、池田会長にお願いしたいと思います。

池田会長、よろしく願いいたします。

池田会長 池田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様方には、お忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、早速本日の議案は4件でございますが、始めたいと思います。

まず、1つ目でございますが、11月の環境審議会で諮問を受けました「当面の地球温暖化対策の取り組み」について、この間、企画部会でご議論いただきましたので、その報告

を受けたいと存じます。

2つ目は環境基本計画でございますが、新しい計画の策定に向け、大阪市環境基本計画の改定についての諮問を受けることとなっております。

このほかにも、平成20年度の大阪市環境白書の説明など、かなりのボリュームがありますので、本日の議事進行に当たりましては、要点をまとめた説明と報告、また質疑につきまして、ご協力のほどよろしくいただきますようお願いいたします。

それでは、最初の議題であります、当面の地球温暖化対策の取り組みについての企画部会報告につきまして、企画部会の久保部会長からお願いいたします。

大久保委員 それでは、資料1をご覧くださいませでしょうか。私のほうから企画部会報告のポイントをごく簡単にご説明させていただきます。

まず、「はじめに」を開けていただきますと、第2段落目にありますように、昨年11月12日に環境審議会に対しまして、今後の地球温暖化対策のあり方についての諮問が行われ、2つの方向性で、すなわち「当面の地球温暖化対策の取り組み」と、「中長期的な対策のあり方」について検討が行われることとなりました。

そして、企画部会には、2つのうち、前者の「当面の地球温暖化対策の取り組み」を検討するということ付託がなされましたので、審議を進めてきたところでございます。企画部会におきましては、当然、当面の取り組みを検討するに当たりましては、中長期的な対策のあり方についても検討する必要があること、両者は密接不可分にかかわっているということが最初に問題提起されました。そのような中長期的な取り組みでは、当然、低炭素社会づくりに向けたハードを含めた取り組みが必要となってくるわけでございますけれども、そうであるからといって、当面の取り組みをしないというわけにもまいりませんので、企画部会では、このような認識をまず最初に共有、確認した上で、当面の取り組みについて議論をさせていただきました。その結果をまとめたものが今回の報告書となっております。

特にポイントとなるところでございますけれども、最初は現状の報告でございまして、中身といたしましては6ページをお開きいただけますでしょうか。

6ページでは、当面の取り組みにつきまして、大きく2つに分けて提言をさせていただいております。1つは、低炭素社会づくりに向けた「意識」を広げる取り組みでございまして、もう一つはその仕掛け、その後の仕掛けといいますが、どういうふう意識を行動

につなげていくかという部分でございます。その仕掛けの部分につきましては、提言2で「きっかけ」づくりと「支援」という形でまとめさせていただいております。詳細は後ほど、事務局から説明をいただきたいと思っております。

それから、企画部会では、中長期的なあり方について、今後どのように検討すべきかという点についても意見を求められました。その点につきましては、その後、9ページ以降で要点を掲げさせていただいておりますけれども、特に10ページでは、当面の温室効果ガス排出削減目標の設定につきまして意見を述べさせていただいておりますし、また11ページをご覧くださいますと、中長期的な取り組みにつきましては、例えば国のほうでは、温室効果ガスの排出量の取引制度の試行などが始まっております。このような現状も踏まえた上での取り組みというものを検討する必要があるということを指摘させていただいております。その観点からは、個人的には、例えば経済学の委員をメンバーとしたような新しい部会の設置の必要性もあるのではないかと感じている次第でございますけれども、やはりこの点また皆様のご意見を賜ればと思っております。

以上、簡単ではございますけれども、簡単に報告書の趣旨説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

池田会長 どうもありがとうございました。

事務局から補足説明があればお願いいたします。

馬越環境基本計画担当課長 事務局を担当しております環境基本計画担当課長の馬越でございます。

それでは、資料1の企画部会報告につきまして補足説明をいたします。

まず、先ほど大久保部会長からもございましたように、表紙をめくっていただきますと、「はじめに」というところがございまして、ここでは、先ほど部会長からございましたように、諮問の後、企画部会で検討に至った経過などを記載しております。

「はじめに」の裏面めくっていただきまして、こちらに目次がございます。この報告は、まず1つ目が大阪市における温室効果ガスの排出状況、2つ目が大阪市における部門別二酸化炭素排出量の推移、3つ目が大阪市における現在の取り組み、4つ目が今後の施策の方向性の4つの部分で構成されております。

次のページ、まず1ページの「1 大阪市における温室効果ガスの排出状況」、これをご覧くださいと思います。

ここでは、棒グラフの図にありますように、市域の温室効果ガス排出量は着実に減少しておりまして、平成18年度の排出量は2,099万トンとなっております。大阪市地球温暖化対策地域推進計画の目標でございます平成22年度の目標排出量2,125万トンを既に下回っていること、そういったことを記載しております。

また、1ページの下段の「2 大阪市における部門別二酸化炭素排出量の推移」のところでございますけれども、こちらでは、市域全体の排出量は減少してきておりますものの、この1ページの一番右下の表にございますように、家庭部門ですとか、あるいはオフィスといたしました業務部門では、基準年度でございます平成2年度と比べまして排出量が増加している、そういったことを記載しております。

2ページに移っていただきますが、企画部会では、このような状況を踏まえまして、この2ページの最後の5行に記載しておりますように、産業部門など、排出量が減少している部門におきましては、さらなる取り組みが求められることは言うまでもありませんが、今後、対策の充実が求められる家庭・業務部門につきましては、協働が二酸化炭素の排出抑制に有効であり、当面の取り組みは、協働に焦点を当てることが妥当であると判断したことを示しております。

続きまして、3ページをご覧ください。ここでは、「3 大阪市における現在の取り組み」といたしまして、温室効果ガス排出削減のために、大阪市が現在実施しております取り組みを記載しております。具体には、「ア なにわエコ会議の活動」といたしまして、市民、事業者、行政が協働して、地球温暖化防止の行動を進めるために、平成16年6月に「なにわエコ会議」を設立し、「エコライフ部会」、「環境教育・啓発部会」、「環境に配慮した企業部会」の3つの部会で活動していることすとか、あるいは環境情報誌の発行をしていること、地球温暖化防止パートナーシップフェア、こういう啓発事業を行っていること、そういったことについて示しております。

4ページへ移っていただきまして、上段の「イ なにわエコライフ認定事業」でございますけれども、ここでは家庭で環境家計簿を用いまして、省エネ行動を進めます「なにわエコライフ認定事業」、そういったことを実施しておりまして、その実績といたしまして、平成19年度におけます参加世帯数2,775世帯という数字と、それから環境家計簿を用いた取り組みを行ったことによりまして二酸化炭素排出削減量8,309キログラムという数字がございますけれども、こういった数字を示しております。なお、4ページではウ以降のとこ

るで、このほかの取り組みについても記載しております。

5 ページをご覧ください。上段の「(2) 法・条例に基づく取り組み」では、地球温暖化対策推進法や大阪府条例といった法・条例に基づく取り組みを示してありまして、さらに中段の「(3) 大阪市役所における取り組み」では、大阪市役所で率先して実施しております取り組みの内容、あるいはその成果といたしまして、事業別の温室効果ガス排出量の推移ですとか、基準年度であります平成16年度の排出量と比べたときの削減率、こういったものを記載しております。それで、記載しておりますように、大阪市役所における平成19年度の温室効果ガス総排出量は117万9,000トンとなっておりまして、平成16年度の排出量と比べて5.1%削減された状況となっております。

次の6 ページからの「4 今後の施策の方向性」が企画部会から大阪市に対する提言でございます。まず、この報告では、6 ページの6 行目でございますように、市民・事業者との協働のもとで低炭素社会づくりを進めるには、行政の率先した行動とともに、市民・事業者の意識改革と、意識を行動につなげるためのきっかけづくりや支援が必要でありまして、市民や事業者が低炭素社会づくりを進める意欲の増進と仕組みづくりにこれまで以上に取り組むよう2つの提言を行っております。

その提言の1つ目でございますが、中段でございます「〔提言1〕低炭素社会づくりに向けた『意識』を広げる取り組み」、こちらにおきまして、各種の啓発活動など、低炭素社会づくりに向けた意識を広げる取り組み、こういったものが現在も進められているわけなんですけれども、今後もさまざまな機会に啓発等を行う必要があることですとか、子供向けの環境教育の充実が必要であることを述べております。

具体の取り組みのイメージといたしましては、真ん中の箱の下の「ア」のところ、幅広い啓発活動の実施のところがございますように、なにわエコ会議の啓発活動ですとか、環境学習センターにおける各種講座の充実、あるいは次の「イ」のところの学校向け副読本の作成と活用、7 ページ上段の「ウ」のところがございます子供向け啓発冊子の作成と活用などを挙げております。

また、7 ページの中段の2つ目の提言、「〔提言2〕市民・事業者が行動する『きっかけ』づくりと『支援』」におきましては、環境家計簿は、市民みずからが行動するきっかけとなるもので、今後、さらに拡大させるべきであること、またオフィスにつきましては、モデル地域内における先駆的取り組みですとか、省エネ行動を進めることを通じまして、

オフィス構成員みずからが実際に行動する取り組みを広げるべきであること、さらには、太陽光発電などの新エネルギー設備の導入支援や省エネルギーに取り組もうとする中小企業が、安価で適切な情報を得ることができる仕組みをつくる必要があることを述べております。

そして具体の取り組みのイメージといたしましては、行動のきっかけとして、7ページ下段の「ア」にあります環境家計簿の取り組みの拡充ですとか、8ページの上段の「イ」にございますモデル地区内における事業所の省エネ行動の実施を、また行動の支援といたしましては、8ページの「ウ」のところにございます太陽光発電設置補助制度の創設などを挙げております。

また、9ページですが、こちらでは今後、研究・検討すべき施策といたしまして、一例として、上段の白丸で、京都府で行われております省エネマイスター制度というのを挙げておりますが、この制度は、一定規模以上の家電製品の販売店に家電製品の省エネ性能の情報提供を義務づけている制度のこととございまして、このように、他都市では市民や事業者、NPOとの参加型・連携型の施策が行われておりますので、大阪市もこういったものを参考に、今後、市民や事業者と協働を進める施策を研究・検討すべきであることを示しております。

10ページに移っていただきまして、下段の「(3)当面の温室効果ガス排出削減目標の設定」でございますが、大阪市では、平成18年度の温室効果ガス排出量が、先ほども述べましたように、既に計画の目標量を達成しておりますことから、従来から実施しております対策や、今回提言する取り組みの効果などを考慮いたしまして、計画の目標年度である平成22年度における新たな削減目標量を設定し、対策を推進するよう求めています。また、今後、中長期の取り組みを検討する上では、市域の削減目標とあわせて、家庭部門などの削減目標の設定ですとか、その達成状況を把握できる仕組みについても検討するよう求めています。

また、11ページの「(4)中長期的な取り組み」では、現在国では低炭素社会の構築をめざし、温室効果ガス排出削減の中期目標の設定ですとか、排出量取引制度の試行など、さまざまな検討が進められておりまして、審議会で今後中長期的な温暖化対策を検討する上では、これらの動向を適切に反映するよう留意する必要があることを記載しております。

以上で企画部会報告の説明を終わらせていただきます。

池田会長 はい、ありがとうございました。

では、この報告につきまして質疑を受けてまいりたいと存じますが、何か質問等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

岸本委員 岸本です。

まず、短時間の中で、企画部会の中で議論をされて、先ほどご説明がありました内容について取りまとめがなされたというところにつきまして敬意を表したいというふうに思います。さて、当面の取り組みと、それから次のステップということですが、この当面の取り組みの中で、例えば市民なり、あるいは事業者含めて協働で意識改革を含めてやっていこうじゃないかということでありまして、その素地として、学校向けのいろんな対応、子供向けのいろんな対応をやっていくということですが、なかなかかちっとしたうまいこと行くような手法というのは難しいもので、ぱっとこう見ると、ソフト的な取り組みが中心になっているような見方もされるのではないかなと思っております。いわゆるガスの抑制と産業活動というのは表裏一体で、産業活動を進めていけばいくほどガスが出るのではないかなという部分もありますので、太陽光発電のいわゆる税の取り扱いなんか、これは割方ハードと言っているのかなと思うところで、ハード面での対策が充実すれば事業者とか市民が目に見える分かりやすい形で大阪市も頑張っているということがわかるのですが、少しソフト的な仕上がりになった部分について、企画部会の中でさらに踏み込んでもう少しというものが議論の中でありましたら、ご報告をさらにいただければ幸いかなというふうに思いますが、1点、そのような点につきまして、お聞かせをいただければと思います。

馬越環境基本計画担当課長 私のほうからお答えさせていただきますが、まず、「環境先進都市大阪をめざした今後の地球温暖化対策のあり方について」ということで諮問させていただきましたが、当面の取り組み、それから中長期の取り組みという、2点について諮問をさせていただいております。

今回、企画部会でご審議いただきました内容は、とりあえず当面の対策ということでございまして、また後ほどご説明させていただきますけれども、平成22年中に今の地域推進計画を見直した新たな計画というのを策定していこうという方向になっておりまして、ただいま委員からご指摘のあった事項につきましては、次期計画の中で十分配慮していきたいと思っておりますので、次期計画を策定していく中で、そういったこともご検討いた

だきたいと思っているということで、ご回答とさせていただきます。

池田会長 ありがとうございます。よろしゅうございますでしょうか。ほかにございますでしょうか。

池田委員 池田です。よろしく願いいたします。企画部会でいろんな目標、対策とかをまとめていただきましたので、後はこれを具体的にいかにスピーディーに効率よくやっていくかということが大きな問題・課題だと思うのですが、残念なことに、二酸化炭素排出量の推移を見せていただきましたら、全体として下がっているのに、業務部門と家庭部門が増加しているわけで、これから考えますと、市民や事業者の中には関心のある方も多いのですが、全体的には温室効果ガスをどういうふうにしていくかという問題意識がなかなか盛り上がっていないんじゃないかという感じがいたします。

ですから、まず市民と事業者に対して、現在の状況を知ってもらうということと、それに対して、こういう目標を決めて実施していきたいと、具体的な目標を定めてメッセージを出し、協力を求めて行くことが非常に大事じゃないかと思います。そのために、簡単なものでもいいと思うのですけれども、市民あるいは事業者に、現在の状況とそれからこういうことをやってほしいと、例えばごみはこれぐらい減らしてほしい、例えば使用する電気量はこれだけ減らしてほしいと、具体的な目標を市民に発信して、協力をアピールすることが必要じゃないかというふうに私は思っております。

それで、大きな資料をつくりますと、逆になかなか見てもらえないと思いますので、私は、例えばパンフレット1枚でもいいので、そういったことをアピールするものをつくって大阪市民全員に配布するといったことも必要じゃないかというふうに思います。それだけを別に配ると大変ですので、大阪市政だよりも配られていますので、例えば市政だよりも一緒に配布するとか、こういうことも考えて市民・事業者の協力を求めていくことが一番初めにやるべきことじゃないかと思いました。企画部会の中で、それに関して議論がございましたら、また教えていただければと思っております。よろしく願いいたします。

池田会長 どうもありがとうございます。

馬越環境基本計画担当課長 ただいまのご指摘、ご意見でございますけれども、まず6ページの提言1のところでございますように、「低炭素社会づくりに向けた『意識』を広げる取り組み」ということで、委員ご指摘のとおり、やはりそういう意識をもっと広めていかなければならないということは、企画部会の中でも意見として出されておまして、

そういうことも踏まえまして、この取り組みのイメージということでさまざまなご意見をいただいております。今後は、大阪市がこういった提言を受けまして、具体的施策を行っていくということになるわけですが、その施策の展開にあたりましては、企画部会のご意見、それからただいま委員からいただきましたご指摘なりを踏まえ、検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

池田会長 池田委員、よろしゅうございますでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

南委員 1つは温室効果ガスの排出状況のことです。これは出てきた数字をきっちり書いてあると思いますが、大阪市が8%で達成している。立派な成果をあげているわけですが、日本では、最後の辺にちらっと書いてありまして6%足りない。こんなものは何ぼ大阪市が8%削減しても意味がない。意味がないと言ったらおかしいですけども、大阪市の大気汚染のような地域の問題ではないですから。ただ、この1の2にある内容を見ますと、産業部門の排出が削減のすべてを占めているわけで、これは、やっぱり産業が市から出ていったということが大きいと思いますが、そういうことに全く触れられていない。だから、そこら辺はちょっと補足してもらえたほうが僕はわかりやすいと思います。この結果を見ていると、大阪市がものすごい努力をしたみたいに見えるけれども、努力した内容も書いていないし、その結果の分析というものはっきり書いていない。そこら辺を補足してもらえたほうが、ありがたいなという気はしました。

それともう一つ、この業務部門の排出がだんだん増えているということですが、実は、今、大手の都市銀行なんかでは、環境に配慮をしている企業に対しては、金利を下げるというようなことをやっています。パーセントまで言わないですけども、わずかですけども下げるということをしています。大阪市では、そういうことはできないでしょうけれども、大阪市に対するいろんなコンペとかがありますね。そういう時に出す書類とかにも、最近、環境にどういう努力されていますかという項目が入っています。ただ、そういうことが評価されているかどうかについては、ちょっと疑問を感じています。もっと大阪市として積極的に評価して、努力している企業に対しては、プラス1点とかプラス2点とか、もっとはっきり評価するようにしたほうが、企業の動機づけになるのと違うかな。やっぱり企業は最終的には利潤追求ですから、そういうところがないと、ただ、やれ、やれと言うだけではなかなかそうはいかないと思います。啓発だけではなかなかうまくいか

ない。やっぱり実益をつけなければと思いますので、そういうことも考えることが、進めるときの基本になるのと違うかなと思います。よろしくお願いします。

池田会長 どうもありがとうございます。事務局。

馬越環境基本計画担当課長 まず、産業部門のCO₂排出が減っているということですが、その分析は、報告書の2ページをご覧いただきたいんですけども、この各部門での排出量の増減といいますのは、企画部会でもかなり詳細に検討が行われておりまして、2ページの一番上にございますように、産業部門では、工場等における省エネ対策の導入ですとか燃料転換、あるいは産業構造の転換による工場数の減少ということで、ただいま委員から工場が出ていったというふうなご発言がございましたけれども、確かに第二次産業である製造業が第三次産業に変わってきているというようなことは事実としてございまして、そういう分析もした結果をこういう表現でまとめて掲載しております。

それから2つ目のご指摘、環境に対する努力をしている会社を役所としても評価するよというお話ですけども、国のほうでも環境配慮契約法といった法律とかができておりまして、環境に配慮しているところが、例えば、入札とかで一定有利になるような仕組みとか、そういったものも導入されております。社会全体として、やはり環境に配慮しているところが、何らかの優遇を受けられるシステムができつつあるのかなと考えております。今後もそういった国の動向も見ながら、大阪市としても施策を検討していきたいと考えております。

池田会長 はい、どうもありがとうございます。南委員、それでよろしゅうございますか。

南委員 はい。

池田会長 どうもありがとうございます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

花田委員 花田でございます。まず、非常に短い期間でこれだけまとめられたということで、委員の方初め、事務局の方、とても大変だったと思うので、それに1点敬意を表したいと思います。

それで、内容に関してなんですが、6ページと7ページのところで、2つの提言が出ておりまして、6ページの提言1がまず「意識」ということでございます。それで、7ページの提言2なんですが、「仕掛け」ということでご説明をいただきました。中身を拝見し

ますと、市民は環境家計簿という、特に大阪市はいろいろな団体も熱心にされていますので、これをきっかけにということがあります。それからオフィスについてはモデル的に示しましょうということがありますし、それと支援ということがあるんですが、これは「きっかけ」ですよね。その後動いていくということを考えたときに、仕組みというのを考えていく必要があるのではないかなというふうに思うのですが、ちょっとそここのところが見えにくいかなと思います。

例えば、2ページに「当面の取り組みは、協働に焦点を当てて推進する」とございます。協働というときは、同じ目的に向かって役割分担しながら進んでいくということかと思うのですが、残念ながら、この協働するための中身の提言が、今の7ページの提言2という、つまり市民は市民でこうしましょう、事業者は事業者でこうしましょう、進んでいる人にもっとやってもらいましょうというようなことになっていて、両者を、例えば市民がもっと意識が高まることによって、事業者にも働きかける、消費とか、それから投資とかを通じて働きかけるというようなことはよくわかるのですけれども、それが進んでいくためには、今の南委員がおっしゃった、評価するというような仕組みも必要ではないかなというふうに思います。やったことが何らかの形でプラスになるような仕組み、それは端的に言えば、支援なのかもしれないのですけれども、支援というのはやはり点になってしまうので、それを社会の仕組みとしてどういうふうに出していくかということ。ただ、それは多分、11ページの中長期的な取り組みというほうに、今回の企画部会は委ねられたんだろうなというふうに思います。ですから、先のことになりますけれども、中長期的な取り組みを考えるとときには、「仕掛け」はいただきましたので、次は「仕組み」ということを考えていく必要があるのではないかなということ、これを拝見して思いました。

池田会長 どうもありがとうございます。事務局よろしく申し上げます。

馬越環境基本計画担当課長 ただいま委員からご指摘いただいたとおりの企画部会での検討となっております。10ページをご覧いただきたいんですけれども、一番下の3行のところ、「また」以降のところでございますが、委員、ただいまおっしゃられたとおり、中長期的な取り組みの検討を進める上では、削減目標量とあわせ、家庭部門などの削減目標の設定や、その達成状況を把握できる仕組みについても検討するよう求めておくということで、こういう提言もなされておりまして、今後、中長期の取り組みを検討する上では、こういうことについても審議していただきたいというふうに考えております。

池田会長 どうもありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

私も部会の議論に参加させていただきましたが、今、池田委員、南委員、花田委員おっしゃられたことが随分議論されまして、いかにそれを表現するかというところだったかと思しますので、できるだけ中長期的な取り組みを考えていく中で、具体的な問題について突っ込んでいくというような方向づけでやっていかなければというふうに理解しております。それでよろしゅうございますか。

花田委員 はい、結構でございます。

池田会長 ほかにございますでしょうか。

もうこれでよろしゅうございますでしょうか。

報告書の内容について、これで了解いただいたようですので、この報告をもちまして、「当面の地球温暖化対策の取り組み」の審議会答申としたいと思っております。なお、答申につきましては、後日、私から市長に手渡しする取り扱いとしたいと思っております。なお、「当面の取り組み」は以上となりますが、「中長期の取り組み」につきましては、引き続き議論していく必要がございます。この取り扱いにつきましては、先ほど大久保部会長からありましたように、新たに「温暖化対策検討部会」を立ち上げて議論をしていきたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

池田会長 どうもありがとうございます。

では、「温暖化対策検討部会」の人選でございますが、審議会規則第6条第2項で、「部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する」と規定されておりますので、私から指名させていただきます。

部会長は引き続き、大久保委員にお願いし、花田委員、榎村委員に就任いただき、私、池田も参加したいと思います。また、専門委員としまして、野邑専門委員と新たに関西大学経済学部の新熊教授にご参加いただきたいと考えております。そのようにお願いいたします。

では、2つ目の議題であります「大阪市環境基本計画の改定について」の諮問をお受けしたいと思います。

司会 榎垣局長、よろしく願いいたします。

榎垣環境局長 大阪市環境基本計画の改定について(諮問)。

本市では、「大阪市環境基本条例」の規定に基づき、市域における環境の保全と創造に関する基本的な事項を定めた「大阪市環境基本計画」を平成8年8月に策定し、「環境先進都市大阪」の実現に向けて、各種施策を積極的に推進してまいりました。

同計画につきましては、ダイオキシン類をはじめとする化学物質対策や京都議定書を具体化するための地球温暖化対策などの新たな課題に対応するため、平成15年2月に改訂し、第1期「大阪市環境基本計画」を策定いたしました。

計画に基づき各種施策を推進した結果、市域の大気汚染状況は一定の改善が進むなど、成果をあげた分野がある一方で、地球温暖化対策については、引き続き対応しなければならない課題としてさらなる取り組みが求められており、ヒートアイランド現象・大気汚染の改善や緑化の推進などによる快適環境の確保、循環型社会づくりについても、今後も強力に取り組む必要があります。

現計画は平成22年度を期限としており、このような状況の中、本市の環境の現状や地球温暖化対策をめぐる国内外の動向などを踏まえ、市民・事業者・行政の協働のもとで「快適な都市環境の確保」、「低炭素社会の構築」、「循環型社会の形成」に配慮した「環境先進都市大阪」の実現をめざす環境基本計画の改定について、貴審議会の意見を求めます。

大阪市環境審議会会長 池田有光 様。

大阪市長 平松邦夫。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

池田会長 はい、お受けいたします。

ただいま諮問をお受けしましたが、内容について、事務局から説明をお願いします。

馬越環境基本計画担当課長 それでは、引き続き私のほうから説明させていただきます。

資料2、「大阪市環境基本計画の改定について」をご覧くださいと思います。

まず、表紙をめくっていただきまして、右下にページの番号を打っておりますが、その1ページ、をご覧くださいと思います。

ここでは、環境基本計画の策定の根拠となっております大阪市環境基本条例の内容などについて記載しております。

まず、条例の目的でございますが、第1条で定めておりまして、市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境の確保となっております。

また、条例の基本理念でございますが、4つございまして、まず1つ目が良好な都市の環境の確保と将来の世代への継承、2つ目が環境への負荷の少ない都市の構築、3つ目が持続的な発展が可能な都市の構築、4つ目が地球環境保全の推進となっております。

また、環境基本計画策定の根拠条文となっておりますのは、第8条でございますが、市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画、これを「環境基本計画」といいますけれども、これを定めるものとする、そういう規定がなされております。

その下からが環境基本計画の話になってございまして、まず環境基本計画で扱う環境の範囲と要素を示しております。

環境の範囲といたしましては、この下の表の左側でございますけれども、都市環境、自然環境、地球環境と3つに分けてございまして、それぞれについて右側に書いております環境要素、こういったものが対応してございまして、こういった環境の範囲と要素で計画を策定している。そういう状況になっております。

2ページをご覧くださいと思います。

ここでは、現在の環境基本計画の策定、改訂の経過を記載しております。初めに環境基本計画を策定いたしましたのは、左側のほうにございまして、平成8年8月でございますが、左側の枠内のような構成の計画を策定いたしました。少し説明させていただきますと、目的は環境基本条例の目的・理念の実現ということで、計画期間15年間ということでつくってございまして、構成、3章構成でつくってございまして、まず第1章で計画策定の目的と課題ということ。

それから第2章で、4つの基本方針というのを定めまして、それぞれについて施策の展開を示している、そういう形でつくってございます。その4つの基本方針といたしましては、1つ目が快適ということで、ここでは大気汚染対策ですとか、緑化などを扱ってございました。2つ目としまして、地球環境ということで、地球温暖化対策など、そういったものを扱ってございます。それから3つ目で循環ということで廃棄物対策などを、4つ目で協働ということで、都市構成員、市民ですとか事業者ですとかの連携なり協力なり、そういったものを示しております。

第3章で計画の推進ということで、計画の推進ですとか、それともう一つ、重点施策の推進ということで、大阪市が特に力を入れて推進していこうという環境施策、8つござい

ますけれども、こういったものについて記載しております、こういう構成で最初の計画を平成8年に作りました。

その後、社会情勢の変化というのがございまして、真ん中の下のほうに書いておりますけれども、例えば京都議定書を受けての地球温暖化対策の必要性の高まりですとか、あるいはダイオキシン類問題ですとか、土壤汚染問題など、そういった問題を含みましての化学物質対策の必要性の高まり、そういった社会情勢の変化を受けまして、平成15年2月に一度計画を改定しております。

そして、第 期大阪市環境基本計画というのを策定いたしております。その構成が右側の枠内に書いておりますけれども、基本的には前と同じということになっておりまして、目的はもちろん同じ、最初のポツのところでは環境基本条例の目的・理念の実現ということで同じことを書いております。それからもう一つ、市民・事業者との協働のもとに、公害の防止、環境負荷の低減、地球環境保全を推進し、「環境先進都市大阪」を実現するという、こういうことを目的としている、そういうことで、この第 期計画をつくっております。

それで構成、その下に書いてありますが、重点的取り組み、こちらのほうでも出してあります、5つに分けて、少しまとめた形でリストアップしております。内容的には最後のところ、括弧書きで書いてありますが、改訂前の計画に、市民・事業者の地球温暖化対策の推進、市役所の温室効果ガス排出抑制、環境家計簿の取り組み、それからグリーン購入、ヒートアイランド対策、土壤汚染対策、こういうものを追加している、そういう内容になっております。

3ページへいっていただきたいんですけれども、ここでは環境基本計画の成果と課題などについてご説明しております。

先ほど申しました4つの基本方針ごとに、主な表を用いまして、どのような成果があったのかというのを左側のほうに経年的な書き方で書いております。

まず、最初「快適」のところでございますけれども、一番上は自動車排ガス、二酸化窒素、自動車排ガス測定局での、自動車排ガス測定局といいますのは、幹線道路沿道に置きました大気汚染測定局のことでございますけれども、そういうところで二酸化窒素の環境基準適合局がどのように推移してきているのかということなんですが、まず最初の計画をつくりました直後の平成9年あたりでは、11局測定局が市内にあるわけなんですけれども、

そのうち1局も達成できていなかった。この11分のゼロというのは、測定局のうち、幾つ環境基準に適合した局があるかということを示しておりまして、平成9年度ではどこも達成できていなかったのが、平成19年度では11局中の9局達成できた。こういうことでかなり大気汚染については改善が進んでいるというような状況になっております。

2番目のダイオキシンにつきましても、12年度では達成できていなかった、全域では達成できていなかったのが、19年度ではすべて達成できている、そういった状況になっております。

あと、熱帯夜の発生日数などは逆に増加しているという。

市民1人当たりの都市公園等の面積というのは、ほぼ横ばい、こういった状況が続いております。

それから「地球環境」でございますけれども、市域の温室効果ガス排出量ということで、これは先ほどの企画部会報告でも申しましたけれども、削減が進んでいる、こういう状況でございます。

それから「循環」のところでは、一般廃棄物焼却処理量ということで、平成9年度は193万トンであったものが、19年度では148万トンまで削減が進んでいるということに記載しております。

「協働」でございますが、先ほども少し話が出てまいりました環境家計簿、取り組みが進んでいること、それから新たにつくりましたなにわエコ会議、それから平成9年度に開設いたしました市立環境学習センター、それから平成10年度につくりました環境影響評価条例、こういったものやってきました、こういうことを記載しております。

そして、ただいま述べましたように、環境基本計画に基づく施策ということで、一定の成果をあげましたものもある反面、幾つかの課題も残されております。その残された課題というのが右側の一番上のほう、矢印でいっているところでございますけれども、大気環境基準の全域での達成、あるいは緑化の推進、ヒートアイランド対策の推進、循環型社会の形成に向けたさらなる取り組みの推進、市民・事業者等と協働した取り組みの一層の推進、こういったことが残された課題ということで一層の取り組みが必要というふうに考えております。

その下でございますが、新たな課題といたしまして、先ほどの企画部会報告でもご議論いただきました低炭素社会づくりに向けたさらなる取り組み、こういったものが必要とな

っております。また、その下のポチでございますけれども、昨年6月に生物多様性基本法というのができておりまして、この法律は、生物の多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図ることを目的とした法律ということでございまして、これへの対応も求められているところでございます。

また、その下の四角でございますけれども、大阪市では平松市長が「元気な大阪」をめざす政策推進ビジョンを掲げておりまして、ごみ減量の取り組みの徹底ですとか、ヒートアイランド現象の緩和をめざしたムーブメントの創出、水・緑のネットワークなどの環境資源を活かしたアメニティ豊かな空間形成などの取り組みを進めることとしております。

さらに、今後環境の保全や創造を進める上では、市民参加が非常に重要でございまして、市民参加は計画改定に当たりましての1つのキーワードであるとも考えております。そのためにも、アンケート調査ですとか、市民環境調査隊と申しまして、環境基本計画の進捗管理のため、環境施策の点検・評価に市民参加を求め、施策の改善に向け、市民意見を反映することを目的として実施しております事業、こういったものを活用しまして、市民意見を把握する必要がある、そのように考えております。

新たな環境基本計画の策定に当たりまして、ただいま申しましたような点を踏まえて策定し、さらなる施策、そういったものを推進していきたいというふうに考えております。

それで、その次のページでございますけれども、現時点での改定後の計画のイメージを示しております。

まず目的でございますけれども、こちらは先ほど諮問文の中でも出ておりましたけれども、市民・事業者・行政の協働のもとで、「快適な都市環境の確保」、「低炭素社会の構築」、「循環型社会の形成」に配慮した「環境先進都市大阪」の実現をめざす、こういったことを目的としたいというふうに考えております。

それから、計画の期間でございますけれども、基本的には10年から15年の期間を計画期間としたいと考えております。ただ、地球温暖化対策につきましては、国際的にも長期的な目標とかが検討されておりますし、我が国でも中期的な目標とかが設定もあるということで、中長期の削減目標量、中長期の削減目標を設定したいというふうに考えております。

それから、従来から環境基本計画は、社会情勢の変化ですとか技術開発の進展に対応して、盛り込んだ施策は5年を目途に見直す、こういうふうなことを掲げ、してきておりまして、新計画におきましても、こういう方針、引き続いてやっていきたいというふうに考

えております。

そしてその下、骨格でございますけれども、大きく分けて先ほど申しました3つの項目ということで、まず1つ目が低炭素社会の構築ということで、内容としましては、中長期的な温室効果ガスの排出削減目標、低炭素社会づくりに向けた施策の方向、市民・事業者・行政の協働による取り組み、こういったことを記載していく、そういうふう考えております。そして、この部門での関連計画といたしましては、国の低炭素社会づくり行動計画など、書いておりますような計画が関連するものとなっておりますので、このあたりとの整合なりも図って計画を策定していきたいというふうに考えております。

2つ目の項目でございます循環型社会の形成のところでございますが、こちらでは廃棄物対策（ごみの減量など）、そういったことについて記載する。あるいは市民・事業者・行政の協働による取り組み、こういったことを記載していきたいというふうに考えております。関連するものとしたしましては、大阪市の一般廃棄物処理基本計画がございまして、この辺との整合を図っていきたいというふうに考えております。

それから3つ目、快適な都市環境の確保でございますけれども、こちらではヒートアイランド対策なり、緑化の推進なり、環境保全対策、協働の取り組み、こういったものを記載することとしたしまして、関連計画では、ヒートアイランド対策計画等ございますので、こういったものとの整合を図っていくことを考えております。

環境基本計画の改定につきましては以上でございますけれども、今後環境審議会では、先ほども少しご議論いただきました、中長期の温暖化対策の検討とあわせて、この環境基本計画の改定というのを進めていただくこととなりますので、2つ並行してというようなこととなります。少し今後の検討の進め方というイメージを事務局のほうで、ちょっと持っておりますイメージなんです、それを説明させていただきたいと思っております。

お配りしております参考資料、今後の検討の進め方というのを少しご覧いただきたいんですが、ここでは上段に環境基本計画、下段に地球温暖化対策の検討の進め方を示しております。まず上段の環境基本計画の改定でございますけれども、本日諮問させていただきまして、私どもといたしましては、新しい基本計画の策定するための部会を設置していただき、その部会で検討を進め、21年度末に環境審議会答申をいただいた後、22年度に計画を策定していきたいと考えております。

また、下段の地球温暖化対策ですが、先ほど温暖化対策検討部会を設置いただきました

けれども、この部会で検討を進めまして、21年度末に審議会答申をいただいた後、22年中に現在の「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」の後継計画を策定していきたいというふうに考えております。

なお、「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」の後継計画は、地球温暖化対策推進法で、自治体に策定することが義務づけられた法定計画でございます。新しい環境基本計画とは別に策定する必要がございます。しかし、内容的には新しい環境基本計画の地球温暖化対策にかかわる部分は、この推進計画の後継計画とかなり共通する部分があると考えておりますので、温暖化対策検討部会で検討いただきました内容を適宜基本計画の改定のほうの検討に反映させていく、そういうふうにして検討を進めていきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

池田会長 はい、ありがとうございました。

では、ただいまの説明について質疑を受けてまいりたいと思いますが、何か質問等がございますでしょうか。

中野委員 進め方に対する質問ではなく、内容でもよろしいのでしょうか。

今ご説明をいただきました中で、キーワードはほとんど国の対策をおろしてきたものだという感じを受けるんですが、ちょっと2点意見を申しあげたいんですが、やっぱり地域特性を生かすということが、この視点ちょっと抜けているんじゃないかと思うんです。例えば、元気な大阪をめざすにしても、先ほどの地球温暖化対策の低炭素社会づくりに向けた意識を広げる、啓発を進めるにしても、やはり大阪の市民の方が誇りを取り戻せるような地域特性を生かさないと、元気な大阪は取り戻せないと思うんですが。例えば、当然お考え、いろんな計画で織り込まれていると思うんですが、大阪と川というのは切っても切れない縁があって、水の都大阪というふうな地域特性を生かした、そういうことによって、市民が誇りを取り戻すことによって、質の違う豊かさをめざすことによって、低炭素社会づくりに結びつけるような対策というのをもっと打ち出していけないのではないかということが1点。

もう一つは、先ほどのご説明の中にもあったと思うんですが、状況に合わせた対策ということなんですが、例えば公園などにしましても、道路わきの植栽にしましても、そのところに放置自転車が置かれているとか、せっかく植栽されているのに大阪駅周辺でも自転車が突っ込んでいて全部枯れているとか、そういうことがたくさんありますので、ルー

ルをちゃんと守るようなことにして、緑化対策も単なる緑化というのではなく、ちゃんと市民がルールを守るような対策を進めるとか。それから韮公園などのように、わりと親しまれて使われている公園と、ほとんど見捨てられているような公園があって、不適正な使われ方をしているところもあるわけですから。それともう一つ、状況に合わせたという点でいえば、高齢化社会が進んでいるにもかかわらず、市民1人当たりの公園面積などにつきましては、進んでいるかもわかりませんが、質的な面でミスマッチなところもあると思いますので、そういう高齢化社会とか社会の状況の変化に合わせたやり方をやっていかないといけないということで、地域特性ということと、質的な対応ということをもう少し考えていければいいのではないかと思います。

以上です。

池田会長 はい、事務局。

馬越環境基本計画担当課長 ただいまいただきましたご指摘等は、今日、まだ改定の事務局の考え方ということでご説明させていただいたばかりでして、今後、私どもとしましては、先ほど申しましたように、部会をつくって検討していただければと考えているんですけれども、そういう部会の中でも、今、委員からいただきましたようなさまざまなご意見いただきまして、そういった意見をできるだけ踏まえて、新計画を策定していきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

中野委員 今日はタイミングではないという、多分おっしゃると思ひていました。はい、どうも。

池田会長 ほかに質疑ございませんでしょうか。

大久保委員 今の中野委員のご発言と関連いたしまして、先ほどの温暖化対策、低炭素社会づくりもそうなんですけれども、今後中長期的な対策、あるいは環境基本計画ということで少し長いスパンを見ていくときには、やはり環境の縦割りだけではなくて、そのほかの関連部局との連携というのが大変重要になってくると思ひております。

今のお話で、公園の話などが出てきましたけれども、温暖化あるいは緑という点では、現在予定されております都市計画法の改正でも議論されてきたところでございますので、今日は都市計画の関係部局も来ていただいておりますけれども、ぜひ都市計画部局、その他関連部局との連携・調整を行いながら、実効的な、ハードも含めた計画となるよう、ぜひご検討いただければと思ひます。

池田会長 どうも。

馬越環境基本計画担当課長 ただいまご指摘いただきましたとおり、この環境基本計画の環境の範囲・要素、先ほども申しましたように、非常に広うございまして、事務局をしております環境局だけで対応できる問題ではございません。策定していく中では、委員にご指摘いただきましたとおり、他部局とも連携・調整しながら進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

池田会長 どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

花田委員 非常に細かい話で大変恐縮なことなのですが、1点だけ教えていただけますでしょうか。3ページの「快適」というところの、ダイオキシン類の測定局数というのが、平成12年が10か所だったのが、14年に12か所になって、19年に7か所になっております。この地点が減るといふ、これはどういう理由といたしますか、どういう地点なのかということ、私、全く存じあげないものですから、大変初歩的で、本当に恐縮なのですが、教えていただければ幸いです。つまり、地点数が減っていて、7分の7で達成しましたというご説明だったのですが、ちょっとそこのところをご説明いただければありがたいです。

池田会長 はい、事務局。

馬越環境基本計画担当課長 ダイオキシンの測定地点数につきましては、平成12年度は、ダイオキシン類対策措置法ができた直後ぐらいでございまして、自治体に常時監視というのが義務づけられましたので市内10か所ぐらいで測定を開始したというところですが、環境基準に適合できなかった局があったということで、もう少し地域の状況を細かく把握するために測定局を増やしまして、14年には12局で測定したという状況になっております。ただ、法律ができました後、大幅に対策が進みまして、ダイオキシンの排出が大幅に削減されました。平成12年度には、大気中のダイオキシンの市内平均濃度は0.4ピコグラムでしたが、平成19年度には、0.085ピコグラムということで、平均濃度が8割ぐらい減ってきたように、相当改善が進みましてことから測定地点数を削減したところでございます。

池田会長 ほかにございませんでしょうか。

山口委員 4ページの2番の循環型社会の形成というところ、ただ単にごみだけでは

なく、もう少しいろんなことが考えられるので、例えばリサイクル技術だとか循環の静脈システムだとか、内容としてはもう少し膨らますというか、いろんなことが考えられるのではありませんか。

それともう一つは、目的のところ、快適都市環境の確保、低炭素社会の構築、循環型社会の形成という順に書いてあって、骨格のところでは順番がこれと違ってあります。事務局として、どれを優先と考えるのか、あるいは対等なのか、その辺のところを読み取れません。目的の順番と骨格の順番が同じであれば整合性があるのですが、なぜこれが変わっているのかなという、ちょっと揚げ足取るみたいですが、その2点をお願いします。

池田会長 事務局、よろしくお願いします。

馬越環境基本計画担当課長 循環型社会のところでございますが、委員ご指摘のとおり、ごみの問題だけでなく、今の計画ではエネルギーの問題も含めているんですけども、そういったものも入るのかなというふうにも考えているんですが、そこら辺につきましては、今後ご審議、ご検討いただければというふうにも考えております。

それから、この順位でございますけれども、どういう順位でいくのかというのは特段、今、事務局としては明確には決まっていらないんですが、ただ温暖化対策というのは、やはり国際的にも国内でも非常に大きな問題というふうになっておりますので、やはりこの辺につきましては、今のところよりは前に出さざるを得ないのかなというふうにも考えておりまして、そこら辺につきましては、今後、部会を作っていただきましたら、その中でのご議論も踏まえて決定していきたいというふうにも考えております。

以上でございます。

池田会長 はい、どうも。

大久保委員 この基本計画そのものではないんですけども、先ほどの花田委員のご指摘の関係では、実は常時監視につきましては、全国的に地方分権以後、予算の削減と絡んで、調査地点が大きく減らされている傾向にございまして、しかしながら、常時監視というのは政策を決める上での基礎となるデータですので、これはむやみやたらに減らしていいものではないというふうに思っております。

大阪市の場合はどのような事情かわかりませんが、水で見ますと、本当に国で、中環審の資料で見ますと、本当に合理的、あるいは有効にやった、効率化したという以上

の減り方、地点の減り方、回数の減り方がもう顕著に見られるところでございます、ぜひ大阪市におかれましては、そのようなことはないと思いますけれども、今後もないように常時監視につきまして、地味なんですけれども、ぜひ確保して合理的な効率化の範囲内におさまるように情報収集に努めていただきたいと思います。

池田会長 どうもありがとうございます。

何かご意見として、よろしゅうございますか、はい。

ほかにございますでしょうか。

一通り質疑が終わったと理解させていただいてよろしゅうございますか。

ありがとうございます。では、この諮問の取り扱いについて決めてまいりたいと思います。先ほど事務局から環境基本計画の改定につきまして、新たに部会を設置し、検討を進めていただきたいとの話がございました。

これまで環境基本計画の進行管理につきましては、企画部会でご議論いただいておりますが、今回新しい基本計画を策定するための議論を行うこととなりますので、企画部会を要にしながら、先ほど事務局から説明にもありましたように、新計画の策定に当たっては、市民参加が1つのキーワードということでしたので、企画部会のメンバーに、市民公募の審議会委員になっていただいた池田裕一委員、川嶋委員に加わっていただいて、新たに計画策定部会を設置し、検討していただきたいと思います、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

池田会長 ありがとうございます。

それでは、改めて、計画策定部会でございますが、部会長は福永委員にお願いし、池田裕一委員、大久保委員、川嶋委員、西村委員、原田委員、榎村委員にご就任いただき、私、池田も参加したいと存じます。また、野邑専門委員には、当部会にも兼任いただきたいと思います。

部会員の皆さん、よろしくお願いいたします。

では、次に、3つ目の議題であります、大阪市環境白書の報告を事務局からお願いいたします。

西山環境保全部長 環境局環境保全部長の西山でございます。

平成20年版の大阪市環境白書につきましては、お手元のほうにこのようにお配りをさせていただいているところなんですけれども、あちらのほうのスクリーンで概要のパワーポイント

トをつくっておりますので、それに基づきまして説明をいたします。

また、お手元のほうに資料3ということで、パワーポイントの内容につきまして配付をさせていただいておりますので、ぜひそちらのほうもご参照いただければと思います。

それでは、説明につきましては、座ってお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、最初のパワーポイントでございますけれども、これは環境白書の表紙に掲載しております絵画でございますけれども、平成19年度に「環境にやさしい未来のクルマと街」とテーマに募集をいたしました児童の絵画展での最優秀作品6点でございます。

次に、環境白書でございますけれども、先ほどもございましたけれども、大阪市の環境基本条例の第9条に基づきまして、本市の環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況を明らかにいたしました年次報告でございます。

大阪市環境基本計画の4つの基本方針、「快適」、「地球環境」、「循環」、「協働」、この4つに沿いました構成となっております。

この環境の基本計画では、自動車交通環境対策の推進など、環境負荷の少ないまち、ヒートアイランド対策や緑化の推進など花と緑と水に親しめる快適なまち、地球温暖化対策の推進などの脱温暖化のまち、また廃棄物対策の推進など持続可能な循環型のまち、さらに市民・事業者等と連携した環境保全の取り組みの推進を図るすべての主体が参加・協力するまち、この5つの重点的な取り組みを設定いたしてございます。

次に、重点的取り組みの主な推進状況でございます。

自動車交通環境対策の一つといたしまして、環境に優しい自動車利用の取り組みを進めていきます体制といたしまして、平成19年6月に御堂筋エコロード推進協議会を設立しております。協議会では、エコドライブの実践や、エコカーの使用、またグリーン配送の推進等を進めておりまして、平成20年7月時点での事業者の会員数は80社でございます。

また、ヒートアイランド対策の一つとして実施いたしております大阪市ミスト作戦は、平成18年度に行いました実証実験で、ドライミスト散布の有効性と実用性が確認をできましたことを受けまして、平成19年度はさらなる技術開発の促進等、治験の収集等に役立てるため、心斎橋筋の商店街といった場所で実施をいたしております。

また、廃棄物対策といたしまして、ごみの分別を促進し、ごみの減量・リサイクルを推進するための平成20年1月から中身の見えるごみ袋での排出を指定いたしております。

地球温暖化対策では、環境家計簿を活用いたしましたなにわエコライフの取り組みを進めておりまして、平成20年3月には、市民向けに地球温暖化対策や環境家計簿を盛り込んだ冊子「エコして得して役に立つ」を活用いたしまして、普及・啓発に努めております。

次に、環境の状況と施策について、この基本計画の4つの基本方針に沿って説明をさせていただきます。

まず、「快適」という1つ目の柱でございますけれども、ここでは公害の防止や環境負荷の低減、緑地や水辺空間の整備などによりまして、安全で健康かつ快適な都市環境の確保を進めることといたしております。そのうちの大気汚染物質濃度の経年変化を示したものでございます。先ほども少し述べました、自動車交通環境対策の推進によりまして、グラフに示しておりますとおり、二酸化窒素、浮遊粒子状物質につきましては、一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局とも近年減少の傾向にございますけれども、一部の幹線道路の沿道では、まだ環境基準の達成には至っておりません。

そこで、本市では、平成19年2月に従来の自動車公害防止計画を改定いたしまして、大阪市自動車交通環境計画を策定いたしております。この計画に基づきまして、局地的な施策と広域的な施策から成ります自動車排出ガス対策、自動車騒音振動対策、そして自動車に係ります地球温暖化対策を推進しておるところでございます。

このうちの自動車排出ガス対策でございますけれども、局地的な施策といたしまして、本市や関係機関が交通渋滞の解消をめざして、交差点改良等を推進しております。一方、広域的な施策といたしましては、エコカーの普及促進を中心に行っております。なお、エコカーの定義でございますけれども、下の枠内でございますように、電気自動車や天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等に加えまして、低排出ガスかつ低燃費の自動車を環境負荷の少ないエコカーといたしております。

また、本市では、自動車騒音につきましても、全域での環境基準達成には至ってございません。平成19年度の常時監視結果では、昼夜間とも環境基準を達成した割合につきましては90.3%でございました。残る9.7%の大部分が、夜間におきまして未達成の状況にございまして、自動車騒音対策を積極的に進めていかなければならないと考えております。

次に、本市のアスベスト対策基本方針を示しております。本市におきましては、平成17年12月に大阪市アスベスト対策基本方針を策定いたしまして、それ以降、同基本方針に沿いまして対策を推進しております。具体的には、市有施設の対策、民間施設の対策、解体

工事等に伴う飛散防止対策、そして大気環境のモニタリング等でございます。

次に、水質汚濁の状況でございますけれども、ここでは市内の水質汚濁の状況を、代表的な指標でございますBOD及びCODで示してございます。青色は環境基準適合地点でございます、赤色は環境基準不適合地点でございます。海域ではすべての地点で環境基準に適合しておりますけれども、河川では、上流域の影響を受けやすい平野川、寝屋川などで環境基準を超えている地点がございます。今後とも、国や大阪府及び上流域の自治体とも連携をして対応してまいりたいと考えてございます。

次に、土壌汚染対策に係ります法令でございますけれども、平成15年2月に土壌汚染対策法が、また平成16年1月には土壌汚染に関する規制等を追加いたしました大阪府の条例が施行されております。本市では、法令や府条例に基づきます規制指導とともに、土地所有者が自主的に行います調査や対策が適切なものとなりますように、土地履歴の情報提供などを行いまして、土壌汚染対策の推進に努めております。

次に、平成19年度のダイオキシン類の環境調査結果を示してございます。調査の結果では、大気、地下水及び土壌につきましては、すべての地点で環境基準に適合してございました。また、水質と底質につきましては、それぞれ3地点で環境基準に不適合でございました。大阪市におけますダイオキシン類の対策でございますけれども、大気中のダイオキシン類につきましては、今後とも発生源対策に努めてまいりたいと考えております。また、水質中のダイオキシン類対策につきましては、大阪府等と連携を図りながら、水系全体の状況把握に努めてまいります。また、底質につきましては、学識経験者で構成をいたします大阪市底質対策技術検討会におきまして、関係局とともに対策の手法等を検討いたしまして、環境基準を超えました水域における対策に取り組んでおるところでございます。

次に、公害苦情の件数を示してございます。平成19年度中に市民から本市に寄せられました苦情の件数は1,427件ございまして、このうち解決を見たものは1,354件で、解決率は約95%になってございます。

次に、ヒートアイランド対策でございますけれども、都市のヒートアイランド現象を示します典型的な指標といたしまして、1日の最低気温が25度以上となりました日数の傾向を示してございます。この指標は熱帯夜に相当しておりますけれども、1950年から1967年にかけて、約10日から30日に日数が増加しております後は、1990年までは横ばい、その後は30日を超えまして増加をしておりまして、市域のヒートアイランド現象が強まってい

ることを示しております。このヒートアイランド現象を緩和いたしますためには、緑化の推進でありますとか、人工排熱の低減、また人工被覆の改善などの対策を推進していくことが必要なことでございますので、平成17年3月にヒートアイランド対策推進計画を策定いたしまして、関係部局が連携いたしまして、屋上緑化や施設の省エネ推進、保水性舗装などの対策事業に取り組むとともに、進行管理を行っております。

ヒートアイランド現象は、長期にわたる都市化が要因となっておりますので、地球温暖化とともに都市の気温上昇をもたらしております。その抑制には、さまざまな対策を長期間にわたって実施をする必要がございます。ヒートアイランド対策推進計画では、各種の施策を中長期的に検証し、改善しながら、他の長期計画と連携して推進することとしております。計画の目標といたしましては、平成32年度までに年平均気温の上昇傾向を抑えまして、熱帯夜日数の増加を食い止めるということとしております。

また、ヒートアイランド現象を緩和いたしますためには、大阪湾から吹きます涼しい海風を都心部へ誘導することが効果的であると考えられます。このため、市内の河川や公園、街路樹、学校や屋上緑化などの緑を活用いたしました風の道に配慮したまちづくりに向けまして、関係局等との検討を進めるとともに、環境の調査、またシミュレーション等の調査研究を行いまして、風の道ビジョンの構築に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大阪市緑の基本計画でございますが、公園、道路などの公共空間の緑や民有地の緑のほか、緑と一体となりました水辺やオープンスペースを対象といたしまして、市民の緑化活動への支援など、ソフトの施策も含めました都市の緑に関する長期的、総合的な計画でございます。緑のまちをつくる、緑のまちをはぐくむといったことを視点といたしまして、この計画などで基本方針を設定し、まちづくりを進めております。本計画におきましては、本市の緑の将来イメージや目標、さらに実現に向けました施策などを取りまとめておりまして、今後これらの緑に関する情報などを広く市民の方々にお知らせをいたしまして、市民・企業との連携、協力のもとに花と緑のあふれるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

公園緑地は、潤いのあります豊かな都市環境を創出するなど、都市において重要な基盤施設でございます。本市では、公園緑地の整備を重点的に推進しておりまして、約20年前の昭和63年には公園数が786か所、また公園の面積は759.9ヘクタール、さらに市民1人当たりの公園面積は2.87平方メートルでありましたところを、この平成20年4月の現在では、

公園数が969か所、また面積が930.6ヘクタール、さらに1人当たりの面積が3.52平方メートルに至るまで整備を実施しておるところでございます。

次に、2つ目の大きな柱の地球環境についてでございます。

地球環境保全をめざした行動を実践いたしまして、世界に貢献する都市として地球環境の保全に寄与いたしますとともに、環境分野における国際交流・協力を進めてまいります。

市域の温室効果ガスの排出量の推移でございますが、先ほどの報告でもご紹介いたしましたので省略をさせていただきます。

それから、本市の対策、実行計画でございますが、こちら先ほどご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

次に、国際環境交流・協力の一環といたしまして、本市が誘致をいたしました国連環境計画国際環境技術センターの活動状況を示してございます。また、このセンターを支援いたしますために、市及び府等が出資をいたしまして、財団法人地球環境センターを設立してございます。地球環境センターでは、途上国への技術的な支援等の国際協力や、環境技術等に関する研修なども行ってございます。今後とも、国連環境計画国際環境技術センターが国連機関としての機能を十分果たせますように、誘致都市の責務といたしまして、地球環境センターと連携して、その支援に努めてまいりたいと考えております。

大きな3本目の柱の「循環」でございますけれども、資源とエネルギーの消費抑制や有効利用並びに廃棄物の減量・リサイクルの取り組みを推進してございます。

一般廃棄物の処理状況の推移でございますけれども、大阪市のごみの総量は、平成3年度をピークに減少傾向にございまして、平成19年度は151.7万トン。そのうち焼却処理いたしました量は147.6万トンとなっております。なお、本市では持続可能な循環型都市の構築をめざしまして、平成18年2月に大阪市一般廃棄物処理基本計画を改定いたしまして、この計画に基づきまして、市民・事業者の皆さんとの連携・協働によるリデュース・リユース・リサイクルのいわゆる3R（スリーアール）の取り組みなどを推進いたしますとともに、焼却過程におけます熱エネルギーの有効利用を図りながら、環境保全に万全を期した適正な処理を行っております。

この一般廃棄物でございますが、具体的には資源ごみ収集などの分別収集の促進、大阪市廃棄物減量等推進委員と連携いたしました地域に密着しましたごみの減量やリサイクルの推進、そして分別排出をより一層促進するため、平成20年1月からは、中身の見えるご

み袋による排出方法の指定を実施いたしました。今後ともこれらの施策を推進し、市民・事業者・行政が一丸となって、より一層のごみ減量に取り組んでまいります。

P C B 廃棄物の処理でございますけれども、国では平成13年6月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を制定いたしまして、処理には日本環境安全事業株式会社を活用するという事となっております。日本環境安全事業株式会社では、平成15年2月に大阪事業の実施計画について、国からの認可を受けました。また、平成18年8月31日には、P C B 廃棄物の処理処分業の許可証の交付を受けまして、平成18年10月からP C B 廃棄物の処理が進められております。

次に、4つ目の柱の「協働」でございますが、これまで説明いたしました3つの基本方針、「快適」、「地球環境」、「循環」、これらを実現いたしますために、都市を構成します全ての主体の協働によりまして、市民・事業者・行政の連携・協力した環境保全行動を展開しております。

まず、環境学習センターでございますけれども、ここでは環境学習は子供から大人までの幅広い年齢層で、また学校・職場・家庭といったさまざまな分野で積極的に取り組まれるために開設しました参加体験型の環境学習の拠点施設でございます。平成19年度の入館者数は28万2,828人ございまして、開設以来の総入館者数は、平成20年3月末で265万人を超えてございます。

ほかにも下水道科学館、また水道記念館、自然史博物館などの環境学習の施設がございます。これらの施設でも、さまざまな展示や各種のイベントを通じまして、普及啓発に努めております。

次に、環境家計簿を使いまして、省エネに取り組んでおります「なにわエコライフ認定事業」の実績でございます。平成19年度には2,775世帯の参加をいただきまして、そのうち1,751世帯を認定いたしました。引き続き市民団体、関係N P Oと連携いたしまして、環境家計簿を活用しました省エネルギーなど、環境に配慮いたしましたライフスタイルづくりの輪を広げまして、市民の環境保全行動の促進に努めてまいりたいと考えております。

また、市民・環境N P O・事業者・行政等が協働いたしまして、地球温暖化防止活動を推進していく体制といたしまして、平成16年6月になにわエコ会議を設立いたしております。なにわエコ会議は、エコライフ、また環境教育啓発、さらに環境に配慮した企業、これの3つをテーマにいたしました部会で構成をされてございまして、さまざまな地球温暖化

防止活動等の実践活動を推進しております。

庁内での保全行動でございますけれども、本市では、平成9年に策定をいたしました大阪市庁内環境保全行動計画に基づきまして、全庁におきまして、職員一人ひとりの意識を高め、省エネルギー、省資源、リサイクルなどの環境保全行動の積極的な推進に努めております。

さらに、国際環境規格、I S O に関係いたしますけれども、この認証取得・I S O 14001の認証取得の取り組みでございます。オフィス系庁舎でございますけれども、市役所の本庁舎に加えまして、24の区役所、さらにW T C 等にこのシステムを拡大いたしまして、認証を取得いたしております。また、これとは別に、事業所系では、すべてのごみ焼却工場で、さらに全下水道の事業所におきまして認証取得をいたしております。全庁的に取り組みを進めておるところでございます。

次に、環境影響評価の制度でございますけれども、これは大規模な事業の実施に当たりまして、事業者みずからが、その事業が環境に及ぼす影響をあらかじめ調査、予測、評価いたしまして、その結果を公表して、住民等の意見を聞くことによりまして、事業をより環境に配慮したものとするための制度でございます。これまでに延べ44件の事業等で手続が行われてまいりまして、平成19年度につきましては、5つの案件につきまして大阪市の環境影響評価専門委員会へ諮問をいたしてございます。

以上で、平成20年版の大阪市の環境白書についての説明を終わらせていただきます。今後とも環境行政の積極的に取り組んでまいりますので、委員の皆様のご指導とご支援を重ねてお願いを申しあげたいと思います。

池田会長 どうもありがとうございました。

質疑応答につきましては、後でまとめて行いたいと思います。

続きまして、大阪市環境基本計画の推進状況について、企画部会からの報告を大久保部会長よりしていただきます。よろしく願いいたします。

大久保委員 それでは、資料4をご覧くださいませでしょうか。

大阪市環境基本計画の進行管理につきましては、いわゆるP D C Aの一環といたしまして、審議会のほうで施策の進捗状況を点検・評価して、改善に向けた提言を行うという仕組みが周知のようにとられてまいりまして、毎年、具体的には企画部会のほうで検討した内容を審議会に報告するという運用がなされており、今年も企画部会のほうで検討をさせて

いただきました。その結果を本日ご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

計画の進捗状況につきましては、環境白書に、大変詳しいデータが掲載されております。そして、先ほど説明がありましたように重点的取り組みについての状況、それから施策ごとの目標達成状況等、大変包括的に詳細なデータが掲載されておまして、それはもちろん施策の推進をチェックする上で大変重要なことではあるんですけども、これを全部最初から最後まで読んで、メリハリをつけて理解するというのは大変難しいことではないかというふうに思います。そこで、企画部会では、こういうデータの必要性は当然といたしまして、それとはまた別に記載方法を少々見直しまして、重点施策等につきましては、うまくいったもの、有効な施策はなぜうまくいったのか、そしてまた、うまくいかなかったものについては、なぜうまくいかなかったのか、今後どのような施策が必要なのかということが、メリハリをつけてもう少し市民の方にアピールできるような工夫をしていただくほうがいいのではないかとということを中心に報告をまとめさせていただいておりますので、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、具体的にもう少し事務局のほうから補足説明をしていただきたいと思います。お願いいたします。

馬越環境基本計画担当課長 それでは、資料4の企画部会報告について説明させていただきます。

お配りしております環境白書も少し一緒にご覧いただければありがたいんですけども、環境基本計画の進捗状況、白書の中で2か所に記載しております。まず、重点的取り組みについての前年度の推進状況が14ページから18ページに、その他の各種施策の目標達成状況ですとか取り組み状況が183ページから213ページに記載されております。先ほど大久保部会長からございましたように、かなりの詳細な把握となっているんですけども、まず企画部会では、こういった推進状況の把握はさまざまな施策の状況などが細かく把握されており、計画の進行管理に役立つというふうに評価されましたが、先ほどもございましたように、少し網羅的過ぎるというふうに感じられる、そういう意見が出されております。特に白書の前段にございます重点的取り組みの部分につきましては、大阪市の環境行政が力を入れている施策でもございますので、単年度の状況だけではなくて、取り組み内容ですとか、改善の状況を経年的に示すなど、もっと施策をアピールできるように工夫するこ

とが望ましい、そういったことを一つの意見としていただいております。

また、2つ目の意見でございますけれども、例えば白書の183ページをご覧くださいましたら、下のほうに大気汚染に係る環境保全目標達成状況という表がございます、その一番右、評価の欄でございますけれども、目標を達成している項目につきましては、目標達成維持に努めるというふうな、こういう書き方になっているんですけれども、こういった項目の中には、単に目標達成していればよいのではなくて、さらなる改善が望ましいものもあるということで、このうち代表的な項目につきましては、前年度の状況との比較を加えて評価するなど、対策の効果が見えるような記述とするよう求める。そういう意見が出されております。

それから、3つ目の意見でございますけれども、白書の190ページをちょっとお開きいただきたいんですけれども、190ページの一番下の表で都市公園等の整備に係る施策目標達成状況というところで、目標の達成状況が4.1平方メートルということで、ちょっと横ばいということになっているんですけれども、目標の達成状況が向上するよう、引き続き取り組みを推進するよう求める。そういう意見が出されております。

最後の意見でございますけれども、白書の18ページに、申し訳ございませんが、お戻りいただきたいんですが、18ページの下段でございますが、大阪市では環境基本計画の進行管理のために、市民環境調査隊事業というのを活用いたしまして進行管理を行っているわけなんですけれども、この事業は、市民と協働した取り組みとして非常に特徴的なものだということで、引き続き推進するよう求めておく。そういう意見が出されております。

以上でございます。

池田会長 はい、ありがとうございました。

ただいまの環境白書の説明と、環境基本計画の推進状況に関する企画部会報告につきまして、何かご意見ございましたら、ご質問なり、よろしく願いいたします。

山口委員 ちょっと教えていただきたいんですけれども、ダイオキシンについて、河川の水質と底質ですが、これが何か未達成となっておるんですけれども、後ろのほうを見ますと、この年だけじゃなくて、経年的にやっぱり未達成というのがありますね。これは場所的には大体決まったところでしょうか。

大石土壌水質担当課長 環境局土壌水質担当課長の太石でございます。大阪市域内の公共用水域におきまして、ダイオキシン類を3か所……。

山口委員 19年度はね。

大石土壌水質担当課長 ええ、19年度は、3か所でございますけれども、ほぼ決まっております。寝屋川流域の古川が経年的にずっと超えてございます。たまにぽつぽつと、例えば道頓堀で超えるだとかそういうのがございますけれども、道頓堀につきましては、建設局さんのほうで対策がとられているということと、海域のほうでは、港湾局さんのほうで浄化対策に既に取り組みされているという状況でございます。

山口委員 それは原因について、各地点、わかっているんですか。

大石土壌水質担当課長 ほぼ底質の巻き上げが原因というふうに承知してございます。水質に影響しているのは底質の巻き上げというふうに承知してございます。

以上でございます。

山口委員 ただ、その場合、これ経年的に未達成が続いていますけれども、対策としてもうちょっときちんとれないんですか。

大石土壌水質担当課長 ご案内のとおり、底質対策につきましては、非常に莫大な経費がかかります。ほぼ対策といたしましては、浚渫除去が基本でございます。したがって、プライオリティーを設定しながら、河川管理者あるいは港湾管理者のほうで浄化対策に取り組みおられるというような状況でございます。

池田会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

池田委員 池田です。環境基本計画推進状況について、最後のほうに協働という欄で、市民環境調査隊事業は非常に特徴的なもので、これからも非常に有効なものだということを書いておられまして、私もそのとおりだと思うんです。

それで、推進計画の中で、環境調査隊の方がいろいろ活動された中で、こうしたらどうですかという提案をいろいろされていると思うんですね。そしてそれに対して、市のほうでこういうふうにやりますとか検討しますとかという回答はされているんですけれども、その後、実際調査隊の方が提案された案件が具体的にどういう施策に反映されて実施されたのか、そういう報告をやっぱり調査隊の方にしてあげることが、活動を意義あらしめるためにもぜひ必要ですし、調査隊の方の活動の意識を高めるためにも必要だと思うんですよ。ですから、提案だけに終わらずに、それがどういう施策に具体的に結びついたかと、そういうことをやはり報告していただくような仕組みをちょっとお願いしたいなというふ

うに提案させていただきたいと思います。

池田会長 はい、事務局。

馬越環境基本計画担当課長 市民環境調査隊の方から、数年前にヒートアイランド対策の一環といたしまして、市内の小学校の百葉箱、そこに温度計を置いて、ヒートアイランドの実態を調査したらというそういう提言をいただいたことがございまして、現在ヒートアイランド対策ということで、市域の実態把握に、実際提案いただきましたやり方をもとに今、実態調査をしております。そういうふうに、これ一例でございますけれども、今後とも環境調査隊からいただきました提案、施策にとって有効なものがございましたら、どんどん活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

池田会長 ございますか、はい。

池田委員 しつこいようで申しわけないんですけども、対策として実施した場合、何かのわかる形でやはり報告なりしてあげる必要があると思うんですよね。ですから、今説明をお聞きしたらわかったんですけども、提案がどういうふうになっていったかということ報告してやっていくということが、やはり市民と一緒に協働を進めていく、非常に必要なことだろうと思うんです。ですから、提案しっ放しで終わりますと、やっている人もやりがいがないでしょうし、その活動が余り意味のないものになるんじゃないかと思えますから、そういう実績をやはり何らかの形で反映させるような仕組みをぜひお願いしたいと思います。

池田会長 はい、事務局。

西山環境保全部長 環境保全部長の西山でございます。

先ほど委員ご提案ございましたけれども、実際には市民環境調査隊の方には、いろんなご提案に対して、我々が答えられます部分につきましては、文書といたしまして、きちっとした対応策をお示しいたしております。関係局、例えばゆとりとみどり局でございますとか、それぞれの関係局に対するいろんなご提案の場合は、関係局にお返しをしまして、その回答をいただきまして、一つの冊子といたしまして取りまとめまして、それについても調査隊の方にお返しをするというふうな手続をしております。

池田会長 はい、よろしゅうございますでしょうか。

池田委員 はい。

池田会長 ほかに。

福永委員 全体を読ませていただくと書いてあるんかもしれませんが、この環境基本計画でも社会情勢の変化、技術開発の進展に対応して施策を行う、見直すということがありますように、この新しい技術的な、あるいは科学的な状況に応じて調査をしていかなければならんと思うんですが、既に法律でしなければならなくなって初めてやるというのではなしに、国なり、あるいはいろんなところで話題に上がったときにやはり取り組んでいただきたいと思っているんですが、そんな意味で、例えばS P Mの粒子径が小さくなるということも耳にしておりますし、現在の法律で施行されているだけでなく、近々対象になるだろうことに対して、この白書ではどこにどんなふう書いてあるのかなと。教えていただけたらと思うんですが。

灘環境管理担当課長 環境管理担当課長の灘でございます。

今、委員のご指摘のとおり、現在、浮遊粒子状物質と申しまして、10マイクロメートル以下のいわゆる粒子状物質が規制対象、環境基準の対象となっております、P M2.5と申しまして、2.5マイクロメートル以下の小さな粒子状物質につきまして、国のほうで、今、例えば環境基準を設けるべきか否かについて検討しているところでございます。大阪市といたしましては、環境省が出来島小学校で行っておりますP M2.5の調査に協力をし、データ等ももらっているところでございます。ただ、そのP M2.5につきましては、国で決めた公定法がまだ定まっていないところでございまして、とりあえず大阪市といたしましては国の測定に協力をしているという状況でございます。

以上でございます。

福永委員 どうもありがとうございます。

ただ、私が言いたかったのは、こういう白書をつくられるときに、そういうところもメリハリをつけて報告しておいていただければ、一步先んじて取り組んでいるんだというのが目に見えてくるんじゃないかというのが、ちょっと言いたかったということです。どうもありがとうございます。

池田会長 ありがとうございます。

これまでのご意見は環境白書に対するご意見ということ承りましたけれども、企画部会報告につきまして、よろしゅうございますでしょうか。ご意見ございませんか。

西村委員 企画部会にちょっと絡むかなと思いますので、1点教えてほしいのですが、

この資料3の16ページの「快適」のところで公害苦情の処理というのがあって、解決率が95%と、かなり高率だなと思うんですけども、では残りの5%について伺いたいんですけども、これは構造的にできないというか、スケールとかお金、先ほど出ましたけれども、費用なのか空間的な広がりなのか、そういう構造的にできないものなのか。そうではなくて、ちょっと言い方はあれですけども、個人のいうか、感性というか、人によって違うようなもので、解決策というのが見出しにくいものなのか、どちらなんですかね。具体的な分野もわかれば勉強になるもので、よろしく願いいたします。

西山環境保全部長 環境保全部長の西山でございます。

この環境白書の93ページの表をお開きいただきたいと考えております。93ページの右下の表ですけども、ここに処理状況別の内容について記述がございます。下から3行目ぐらいに、他の機関への移送でございますとか、それから指導の継続というふうな形で件数をそれぞれ課題ごとにあげさせていただいております。見ていただいたらわかるんですけども、例えば悪臭ですと、例えば指導継続中の中で12件でございますとか、あるいは騒音なんかも18件とかというふうなことございまして、例えば、これは一概にはなかなか言いにくいんですけども、騒音なんかですと、やはり今の例えば道路の問題とか等々ございます場合には、なかなか解決できない問題もございまして、それから住んでおられるところと工場の非常に密接な関係でございますとか、そういうふうな観点もございまして、悪臭につきましては、なかなかこれは感覚公害ということでございまして、もちろん人間の鼻を使いましたそういう規制といたしまししょうか、そういったものをしておりますけれども、やはり人によって苦情といたしまししょうか、受ける被害の程度が異なっておりますので、なかなか解決しづらい部分もございまして、というふうなことで、どちらかといいますと、公害の種類によりまして、やはり解決しづらいものがあるというふうなことでございまして。

西村委員 ありがとうございます。

池田会長 どうもありがとうございました。

塚口委員 よろしいでしょうか。1点だけ、この企画部会報告について意見を述べさせていただきます。

進捗状況を評価していただいているわけですが、環境対策には、ルールをつくって規制するというのと、何がしかの事業をして環境改善を行うものがあります。

後者については、事業を行うとしても、各部局の予算制約等で、なかなか思うようにいかないというようなものもあると思います。市全体としまして、非常に予算が限られており、各部局におきまして、その限られた予算の中で頑張っておられますので、例えば環境政策から見て、このところをこういったふうに推進していけば、より効果が大きいとか、そういうようなものがもしこういった進捗状況のチェックの中から出てくれば、そちらのほうにより重点を置いた施策展開をしていただけるのではないかと思います。要するに厳しい予算制約の中でこういった成果が出てきているというところは特に注目する必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

池田会長 はい、どうもありがとうございます。これにつきまして、大久保部会長。

大久保委員 ありがとうございます。大変重要なお指摘をいただきまして、この点につきましては、やはり予算のつけ方と進捗チェックというものは連動させるべきではないかという意見は出まして、その前提として、やはり原因でありますとか、達成や未達成の原因でありますとか、次年度の取り組みを含めた記述をしてもらおうと、そういう趣旨で、このところに入れさせていただいております。ありがとうございました。

池田会長 どうもありがとうございました。

他にございませんでしょうか。

ございませんようですので、本日いただいた企画部会報告に関するご意見、または環境白書に対するご意見、将来に向けて反映させていただきたい部分は、具体化、評価、仕組みというようなキーワードが出てきたかと思えますけれども、それも含めてお願いしたいと思えます。

今のご意見をもちまして、情報整理を図ることが必要でしょうか、もうこのままでよろしゅうございますか。

ありがとうございます。

そうしますと、企画部会の報告の内容をもちまして、審議会からの環境基本計画の推進状況への提言として取り扱うこととさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、すべての議題が終了しましたが、委員の皆様、事務局からほかに何かご意見ございますでしょうか。

西村委員 すみません、1点だけ。今回は主に環境白書の説明が多かったわけですが、その中で、ちょっとこの中に書いていないので、ぜひ来年度からちょっと言及してほしいのは、他の機関とか、特に大阪府さんですね、私、西山さんと一緒にヒートアイランド関係とかをやってありますと、やはり大阪市と府の連携とか、それにヒートアイランドになりますと、風の道にありますけれども、それは国が勝手に東京の方々が風の道というより、大阪の建て坪とかいうのをやって、それがC A S B E Eへ一定やっているの、多分計画調整局さんとかが大規模建物をやられるときは、そういうのを資料として使われると思うんですね。そうすると、大阪市単独でできるものと、地球温暖化とかヒートアイランドのように、大阪市だけではなくて、周辺自治体、大阪府が関わってくる広域のものについては、他の自治体や関連事業者との連携した取り組みや情報交換とか、実施しているものを書いていただくと、より理解しやすくなるのかなと思います。二重行政の問題とか、事業の効率化など、マスコミでもいろいろ言われておりますけれども、そういう意味でも、こういった視点を入れていただくとありがたいなと思います。

池田会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御発言は、ご意見として事務局が受けていただければと思いますが、それではよろしゅうございますでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

ほかにございませんようでしたら、これで本日の議事を終わらせていただきます。

皆様方のご協力、大変ありがとうございました。

司会 池田会長並びに委員の皆様には、長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。

なお、計画策定部会の皆様には、部会開催の日程調整をさせていただきたいと存じておりますので、お残りいただきますようお願い申し上げます。

では、これをもちまして、第25回大阪市環境審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。